

# お子さんのネットデビュー前に 知っておくべき保護者的心構え



## 携帯ゲーム機で高額請求！



- ・携帯ゲーム機を使ってインターネットをしていて、アダルトサイトに接続してしまい、質問に回答したら高額請求を受けた。

## SNSでトラブル発生！



- ・SNSに冗談のつもりで書いた友達の悪口が、その友達に見つかってしまい、トラブルになってしまった。
- ・SNSで知り合った人と実際に会ったら、インターネット上の写真と全く違う人で、怖い目に遭いそうになった。

「うちの子にはまだ早い」「うちの子に限って」と思っていませんか？小さい頃からスマホが身边にある環境で育った子どもたちは、大人の想像以上に機器を使いこなし、思いがけずトラブルになってしまう可能性があります。

# トラブルを回避するために

## 1. 個人情報を書き込む危険性を理解させましょう！

名前や住所、電話番号など個人情報を書き込むと、インターネット上で流れし続け、完全に消すことは事実上困難です。つきまといや嫌がらせを受けたり、個人情報を利用した詐欺などのトラブルに巻き込まれる可能性があります。

### 対策法

- ・個人情報を書き込む危険性をお子さんによく理解させましょう。
- ・トラブルになった場合は、速やかに警察や消費生活センターへ相談しましょう。



## 2. フィルタリングで有害情報をブロックしましょう！



インターネット上には、「性的な内容」「暴力的な内容」など子どもに悪影響を及ぼす情報がたくさんあります。

### 対策法

- ・お子さんが使用するインターネット接続機器（スマホ、携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーなど）に必ずフィルタリングを設定しましょう。
- ・お子さんにせがまれても、安易にフィルタリングの解除はしないようにしましょう。

## 3. ルールを作り正しく利用しましょう！

全てのインターネット上の危険をフィルタリングで回避することはできません。

利用に関してルールを決めていない子には、長時間利用の傾向があります。

### 対策法

- ・親子で一緒にルールを作りましょう。
- ・日頃からお子さんとのコミュニケーションを増やし、インターネットの利用状況を把握し見守りましょう。
- ・インターネットを利用する上でもマナーが大切です。思いやりの気持ちを持ち、自分がされて嫌なことをしてはいけないということを教えてあげてください。

### 我が家ルール

- ・大人と一緒に利用する。
- ・使っていい時間を決める。
- ・利用する場所を決める。
- ・困ったことがあつたら相談する。
- ・相手を傷つけない。

～インターネット利用についての  
詳しい内容はHPで～



# NO! 子どもたちの深夜外出

青少年保護育成条例



青少年の深夜外出は禁止されています！\*



青少年（18歳未満）のみでの深夜（午後11時～午前4時）の外出は、犯罪被害に遭う危険性が高まります。

また、生活習慣の乱れを引き起こしたり、深夜外出への抵抗感を下げるにつながりますので、保護者同伴でも深夜の外出は控えましょう。

**カラオケボックス、インターネットカフェ・まんが喫茶では、保護者同伴でも、深夜の入場はできません。**

お店によっては、自主規制により午後11時より早い時間に、青少年の入場を禁止しているところもあります。

深夜に青少年を見かけた場合は、最寄りの警察署・交番に通報しましょう。

\*緊急時など特別な事情がある場合を除きます。

ちょっと待って！

## 家庭用ゲームソフトには対象年齢があります！

家庭用ゲームソフトには、ゲーム表現・内容に応じた対象年齢があります。

お子さんへ買い与える際には、年齢区分マークに注意しましょう。

※Z区分のゲームは、条例により18歳未満に販売しない取扱いになっています。

注目！

ゲーム機の多くは年齢区分に基づき、ソフトの使用を制限することができます。設定方法は各ゲーム機の取扱説明書等をご確認ください。



### 年齢区分マーク



- ※「Z」… 18歳以上のみを対象とする表現・内容が含まれています。
- 「A」… 全年齢対象
- 「B」… 12才以上対象
- 「C」… 15才以上対象
- 「D」… 17才以上対象

審査はCERO（特定非営利活動法人コンピュータエンターテイメントレーティング機構）が行っています。



地域で見守っています

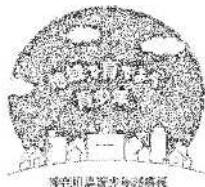


親も子も、一人で悩まないで

～青少年の非行防止や健全な育成のために、地域に根ざした様々な活動を実施中！～

神奈川県青少年指導員

地域で育てよう！青少年。



少年補導員

ひと声かけて  
非行・被害防止!!



神奈川県・神奈川県警察本部

お問い合わせ 神奈川県青少年課 地域環境グループ ☎ 045-210-3848 (直通) FAX 045-210-8841

青少年保護育成条例や青少年喫煙飲酒防止条例の詳しい内容はホームページを検索！条例に関する出前講座も実施中！

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/t7e/cnt/f4151/> 検索 | かながわの青少年行政 (令和2年6月作成)